

児童虐待調査にみる家族的背景と支援課題

Family Background and Support Issues for Considered from
the Child Abuse Investigations

原 史 子

Ayako HARA

はじめに

児童相談所が通告を受け認知・対応した児童虐待件数は、2006年度は37,323件（2007年9月28日公表）となり、統計を取り始めた1990年度を1とした場合の約34倍、児童虐待防止法施行前の1999年度（11,631件）に比べ約3倍強と、年々増加していることが厚生労働省により報告されている。そのような急増を背景に、2000年に児童虐待の防止等に関する法律（通称：児童虐待防止法）が議員立法で制定され、その後も児童福祉法を含めた法改正が重ねられてきている。

特に、児童相談所の責任が問われるような子ども虐待死報道が相次ぐ中、児童虐待の早期発見・通告を促進する児童虐待防止法の改正が行われ（2004年）、さらに、最新の改正（2007年）では、裁判所の許可状をとれば強制的に家庭への立ち入り調査ができるように改正されている。

このような状況のなかで、そもそもなぜ児童虐待が起こるのかを問うことは対策を考える上で重要である。1999年に厚生省（当時）は、虐待対応マニュアルとも言える『子ども虐待対応の手引き』（以下、「手引き」とする）を作成し、改正を重ねている（2005年、2007

年に改正）。この手引きの第2章「発生予防」の「3. 発生を予防するためには、どのような支援が必要か」では、「子ども虐待は、どこにでも起こりうるという認識にたち、一般子育て支援サービスを充実させることが重要であることは言うまでもないが、より子ども虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていくことも重要である（傍点筆者）」と述べている。

そして、虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）を、次のように分類している。

1. 保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）
- マタニティブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- 元来性格が攻撃的・衝動的
- 被虐待体験
- 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等）

2. 子ども側のリスク要因

- ・ 乳児期の子ども
- ・ 未熟児
- ・ 障害児
- ・ 何らかの育てにくさを持っている子ども等

3. 養育環境のリスク要因

- ・ 未婚を含む単身家庭
- ・ 内縁者や同居人がいる家庭
- ・ 子連れの再婚家庭
- ・ 夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
- ・ 転居を繰り返す家庭
- ・ 親族や地域社会から孤立した家庭
- ・ 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- ・ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- ・ 定期的な健康診断を受診しない等

「手引き」にはさらに、「支援の必要性を判断するための一定の指標（例示）・情報集約のための様式」がつけられている。

しかし、児童虐待は本当に、上記のような要素を持つ家族に多く発生しているのだろうか。また、上記項目のような監視の目を家族に向けることが、子育てしにくい社会を作っていくことに繋がってしまわないだろうか。実際に、虐待を疑われては困るので子どもを泣かせることができない、という声は冗談まじりのものとしても良く聞かれる。国をあげての子育て支援が10年以上すすめられているなかで¹⁾、日々の生活レベルで子育ての負担感が軽減されているように感じられないのは、気のせいなのだろうか。

1) 国としての少子化社会対策の本格的な取組の第一歩は、1994（平成6）年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）であった。

児童虐待の発見とその対応策の確立は極めて重要な課題であると考え、本稿では、児童虐待実態調査から虐待が起こる背景としての家族に焦点をあて、家族がおかれている状況の輪郭を描くとともに、虐待を防ぐための条件整備として求められる支援課題を検討することを目的とする。

1. 児童虐待対応をめぐるこれまでの動き

2000年の児童虐待防止法成立・施行以降、今日に至るまで2回の改正があり（2004年、2007年）、それに伴い児童福祉法も2回改正されている。

既に一部述べたが、2004年の児童虐待防止法の改正では、1. 児童虐待の定義の見直し、2. 国及び地方公共団体の責務の改正、3. 児童虐待に係る通告義務の拡大、4. 警察署長に対する援助要請等、5. 面会・通信制限規定の整備、6. 児童虐待を受けた児童等に対する支援（児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策）についての改正がなされた。

2004年の児童福祉法の改正では、児童相談に関する体制の充実として、児童福祉法制定以来の抜本的な改正がなされている。主な改正事項は以下の通りである。

- ・ 児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、身近な市町村にいて虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取り組みを求めつつ、都道府県（児童相談所）の役割を専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化することによって、児童相談に関わる主体を増やし、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実を図ることとした。
- ・ 要保護児童に関し、関係者間で情報交換

と支援の協議を行う機関として「要保護児童対策地域協議会」を法的に位置づけ、その運営の中核となる調整機関を置くことや、協議会の構成員に守秘義務を課すことにより、個別の具体的なケースに関する援助活動が円滑に行われるようにした。

このように、児童相談所の役割が明確となり、市町村をはじめとする他の機関との連携が強化されることとなった。この他、児童福祉施設、里親の在り方の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しが図られた。

2007年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正では、1. 児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、2. 保護者に対する面会・通信等の制限の強化、3. 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化、などについての改正がなされている。

児童虐待防止法及び児童福祉法の改正の背景には、実際に起こった児童虐待死事件の存在がある（いわゆる、岸和田事件、小山市兄弟殺害事件等）。これらの事件はマスコミに大きく取りあげられ、児童相談所に対する世論の批判が高まり、いかにして通告を促進するか、いかにして子どもを保護するか、という観点で改正がなされている。

手引きも、既に述べた通り1999年に策定されて以降、2005年と2007年に改正されている。2007年改正の通知には「児童虐待により子どもの尊い命が失われるなどの深刻な事件が頻発しており、児童相談所における立入調査や一時保護等の措置が迅速かつ確実に行われるとともに、関係機関相互の連携強化を図るなど、子どもの安全確保を最優先とした対応を行うことが喫緊の課題となっている」ため、児童相談所における児童虐待の対応を強化すると述べられている。

つまり、子どもの安全確保を最優先にした、

介入的な対応が強化される方向ですすめられることになったといえよう。

2. 児童虐待という現象に対する視点の変化

1990年代以前は、児童福祉関係者の中で「児童養護」の問題が中心的な課題として取り上げられ、家族や子どもたちの生活に起きている諸問題に対する社会経済的な影響に焦点が向けられていた。その中では、親の経済的困窮、低学歴、施設入所歴の頻度の高さが問題視されていた（拙著2005）。

が、1990年代以降になり、児童虐待が深刻な社会問題としてマスコミに登場するようになると、「児童養護」問題は児童虐待の問題の陰に隠れるように見えなくなり、一般家庭で虐待の起きる理由や予防策が盛んに語られるようになる。

この90年代以後の経過については、山野良一の視点が非常に興味深い（山野2006）。

山野は、東京都児童相談所をはじめとした全国いくつかの児童相談所、児童養護施設、保健所、民間団体などにおける虐待を受けた子どもたちや保護者の支援・治療のためのプログラムが、保護者や家族の「こころ」の部分に焦点を当てたカウンセリング等の心理療法や保護者の養育態度に対する教育的治療などを中心としていることを指摘し、保護者や家族の社会・経済的側面における生活の改善を目指した援助がほとんど含まれていないことに疑問を呈す。いつから児童虐待は「こころ」の問題としてだけ扱われるようになってきたのか、と。

そして、柏女霊峰の「日本でも、児童虐待は古くて新しい問題である。しかし、近年注目されている問題は、過去の貧困などを背景とする人身売買、慣行的体罰やいわゆる間引き等の虐待と異なり、欧米と同様、子育て不安など多様な要因が複雑に絡み合う家族病理

を内包した児童虐待の増加ないし顕在化である」(柏女1995)や、池田由子の「貧困や人権無視など、社会病理としての児童虐待は減少しているものの、現代のわが国では、精神病理としての、あるいは家族病理としての児童虐待はかえって増加しつつある傾向が見られる」(池田1987)といった言説を引き合いに出し、今の日本の児童虐待の捉え方の主流は、「貧困」問題をすでに克服した「豊かな社会」のなかでの「現代的な児童虐待」「家族病理」といった位相にあると分析する。

つまり、現在の虐待は貧困の時代が終わった一億総中流という豊かな社会の中でおきる家族病理的な現象として扱われ、親の心の問題のある種の表出型と捉えられるようになってきているということである。また、このような捉え方の定着に際し、家族機能の研究で知られる斉藤学²⁾の存在は重要であるとする。

児童福祉司という職業柄、今日でも貧困の問題が大きく横たわっていることを熟知している山野はこのような流れに対し強い疑問を投げかけている。岩田正美も「児童虐待の中には、一方で、貧困な環境の中でひどくなるタイプのものがあり、他方で、そうした環境とは関係なく、もっぱら養育者の精神状態や性格が理由で生じるタイプのものがあるのではないか。あるいは(中略)、養育者の精神疾患や性格といったものと、養育者の生活環境とが何らかの関連性をもっているとするならば、ひどい虐待を行う人たちは、貧困な生活環境にあってストレスを抱え込んでしまったと捉えることも可能である」(岩田2007)と述べている。

山野や岩田の見解に立脚すれば、1990年代以降の児童虐待に対する視点の変化は、現実的な問題から目をそらすことにしかならない。つまり、児童虐待は豊かな社会の家族病理として捉えるだけでは不十分であり、「こころ」

の問題を治療しただけでは好転しない。むしろ、普遍的に存在するといえる潜在的な心の問題を表に引きずり出してしまふ貧困、過重負担ということにこそ、再度、目を向けることが必要ということになる。

3. データで見る児童虐待の家族背景

児童虐待調査にみる家族的背景の分析は、前項でも取り上げた山野に詳しい(山野2006)。

山野は、東京都²⁾や川崎市³⁾、ならびに高橋重宏ら⁴⁾による調査を元に虐待事例の家族的背景について分析し、問題を抱えているとされる家族の収入の低さ、ひとり親家族の占める割合の多さ、持ち家率の低さ、学歴の相対的低さ、就業の不安定さ等をその根底にある問題として指摘する。そして、児童相談所の児童福祉司である自身の経験から具体的な例と共にその分析を補強している。つまり、児童虐待の根本的な要因には経済的な問題が存在していること、育児というものの負担が表に出やすいひとり親家族に虐待のリスクが高いこと、そして、これらは独立した要因ではないと述べている。

山野が扱った調査報告以降のものとして、東京都が前回の調査の4年後に実施した調査結果の報告がある⁵⁾。また、厚生労働省は2004年以降5回に渡って虐待による死亡事例についての調査結果を報告している⁶⁾。これ

2) 「児童虐待の実態 東京都の児童相談所の事例に見る」(2001)東京都。2000(平成12)年度に東京都内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談1940件のうち、児童虐待として対応を行った1242件を分析した報告書。

3) 「児童虐待に関する報告書 児童相談所の窓口から見たもの」川崎市。平成13年度から市内で受け付けた全虐待ケースを分析した報告書。

4) 高橋重宏他「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析—被虐待児及び家族背景に関する考察」平成15年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)報告書。3都道府県の17児童相談所において平成14年度に一時保護が実施された501ケースを分析した報告書。

5) 「児童虐待の実態II 輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク」(2005年 東京都福祉局)

らをもとに、児童虐待の家族的背景を中心にみていくこととする。

厚生労働省による調査報告に関し、その対象は厚生労働省が把握した子ども虐待による死亡事例であり、厚生労働省が関係都道府県（指定都市を含む）の児童福祉主管課に対し、調査票を送付し回答を求めるという方法によって、心中死については3回目の報告である第二次報告から記載され、以後5例、19例、48例と急増しているが、これについては、地方公共団体において検証対象事例として国に報告すべきものとの認識が高まった結果と見

られるとしていることから、実際の値を反映した増加ではないようである。

調査項目は多岐に渡った非常に詳細なものであるが、大まかな区分で列挙すれば、事例の概要と子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応等についてとなる。また、いくつかの特徴的なケースについて関係都道府県・市町村及び関係機関を対象にヒアリングを実施した上で分析を加え、問題点と課題を整理し、死亡事故/事件予防のための具体的な提言をまとめている。

報告書のスタイルとしては、初回と第一次

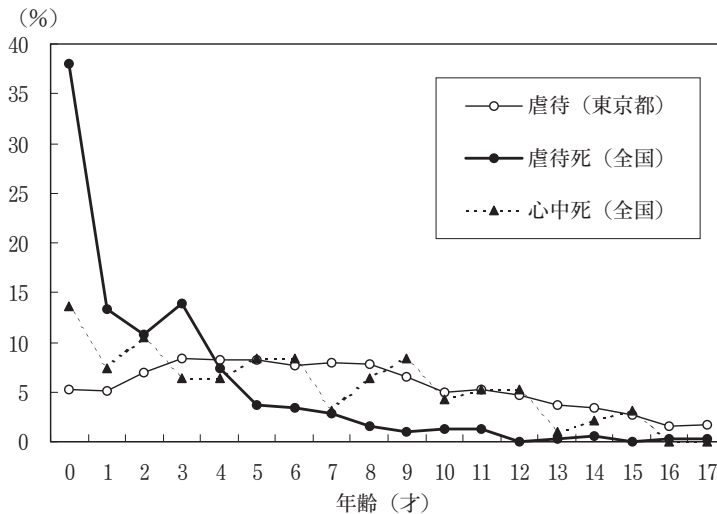


図1 被虐待児の年齢構成

東京都調査による2000年および2003年の計2,893人への虐待と、厚生労働省調査による2000年11月から2006年までの年齢不明を除いた323人の虐待死にあわせ、厚生労働省調査による2005年から2006年の95人の心中死をそれぞれの合計を100%とした割合で示した。

6) 厚生労働省は、児童虐待防止法が施行された2000年（平成12年）11月20日以降の虐待死亡事例について調査した結果を5回の報告書として公表している。

以下にその報告書のタイトルと発行年月にあわせ、調査対象とした期間と事例数を示す。

『児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について』（2004年2月）

2000年11月20日～2003年6月末日までの125件（127人死亡）

『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第一次報告』（2005年4月）

2003年7月1日～12月末日までの24件（25人死亡）

『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等につ

いて 第二次報告』（2006年3月）

2004（平成16）年1月1日～12月末日までの53例（58人）、うち心中以外の事例48例（50人）、心中事例5例（8人）

『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第三次報告』（2007年6月）

2005（平成17）年1月1日～12月末日までの70例（80人）、うち心中以外の事例51例（56人）、心中事例19例（30人）

『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第四次報告』（2008年3月）

2006（平成18）年1月1日～12月末日までの100例（126人）、うち心中以外の事例52例（61人）、心中事例48例（65人）

48例（65人）

報告では、現状の分析を元に被害予防のための対策ないし提言を試みる形であるが、第二次報告以降は、データの単純集計と個別ケースの検討及び関連機関の連携のための提言という形にほぼ固定化したものとなっている。

東京都の報告書が児童虐待全般を対象としているのに対し厚生労働省のものは虐待死に限っているため、その事例内容には大きな違いがみられる。その中から特徴的なものとして被害者の年齢構成を東京都調査の例とあわせ示したものが図1である。

虐待死の場合、被害者が4歳以下の乳幼児に集中し、なかでも0歳児の割合が極端に高いことがわかる。3歳児もまた高い値をとっているが、おおまかには低年齢であるほど身体的虐待やネグレクトにより死に至りやすいことと、死亡原因に直接結びつきづらい心理的虐待が死亡事例数には反映されないことの結果が、このような違いとなって現れているものと推察される。

なお、参考として示した厚生労働省集計による心中死については、虐待死ほど低年齢への偏りが見られない。

このように、毎年50件ほど報告される虐待死の事例は主に乳幼児が被害者となっているわけであるが、これらについて事件の起きた家族の形態を表1に示す。

全世帯に対するひとり親家族の割合は、国民生活基礎調査(2003年6月)の全世帯数との割合でみると母子家族2.7%、父子家族0.4%である。それと比較して非常に高い割合でひとり親家族が見られる。ひとり親家族には母子家族と父子家族とがあるが、厚生労働省の報告書からはその二つをわけて読み取ることが出来ないため、表1では両者を合わせて単にひとり親家族として示している。子連れの再婚や内縁関係についても、高い値を取っているが、これらについては養育環境として

表1 虐待事例もしくは虐待致死事例の家族形態

	虐待死	心中死	虐待(東京都)	
	2000年11月 ～ 2006年12月	2006年	2000年度	2003年度
両親	120* (41.5)*	29 (72.5)	472 (47.0)	631 (44.4)
ひとり親	86 (29.8)	9 (22.5)	314 (31.3)	516 (36.3)
再婚	28 (9.7)	2 (5.0)	148 (14.7)	203 (14.3)
内縁関係	54 (18.7)	0 (0.0)	—	—
養父母	1 (0.4)	0 (0.0)	—	—
その他	—	—	70 (7.0)	70 (4.9)
不明	16	8	36	27
総数	305	48	1,040	1,447

虐待致死事例を東京都の虐待事例と合わせ実数で示す。下段括弧内はその百分率であり、各調査期間内の総数のうち不明をのぞいた件数を元に算出した。「—」については報告の中に項目としてあげられていなかったものである。「*」に関し、虐待死事例の2004年までの集計については、「両親」という項目での数値が記されていないため、他の項目以外を全て両親のいる家庭とみなして算出している。

ケース毎に多様な形になっていると考えられるため一概に述べるのは難しい。

東京都の虐待事例調査(2003年度)では、内縁関係について項目立てされていないため直接の比較は困難であるが、ひとり親家庭36.3%のうち、実母と子どもの家族が31.2%、実父と子どもの家族が5.1%となっている。全国の虐待死事例についても、ひとり親家族の母子・父子の内訳はそう大きく変わらないものと思われる。

死亡に限らない虐待事例である東京都の調査と、死亡事例に限った厚生労働省の調査の双方において家族構成に大きな違いはみられず、ひとり親家族でおきた虐待がほぼ同レベルである点に注意したい。このことと図1に示した被虐待児の年齢構成を合わせみた場合、

少なくとも家族構成に着目する限り、死亡事例が特殊な状況下で起きたレアケースとみるよりは、虐待事例全般の中で被虐待者が乳幼児の場合に起きやすかった事例とみていだろう。

ところで、厚生労働省による一連の報告書は、これ以上の分析を拒むデータ提示方法をとっている。つまり、個々の調査項目の全てがバラバラに単純集計されているためであり、上述したように母子家族と父子家族の判別が出来ないのと同様、0歳児の死亡原因に身体的虐待とネグレクトのどちらが多いかといったことすらも判別できない。

したがって、報告書には極めて豊富なデータが提示されてはいるものの、その全てが所謂使えないデータとなってしまっている。このような提示方法を選んだ理由については全く記されていないが、解析作業の出来ないデータから得られる情報は少なく、当の報告書自体にもデータに基づいた現状分析はなされていない。

ともあれ、いくつかの項目について、前述した厚生労働省の「虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）」をなぞりながら得られた数値の単純比較をしてみることにする。それぞれの事例がそれぞれの個別の事情の中で起きた致死事件であるため、統計上の数値が各事例の理解に直接繋がるわけではないが、児童虐待予備軍を含めた虐待の背景理解に必要な作業となろう。なお、全体的な傾向としては各回調査で大きな違いは出ていないものの、年によるデータの収集・集計方法の違いから単純な集計が出来ない場合が多いため、ここでは2006年調査による52例61人を対象にした数値を例にとって話を進めることにする。年毎の詳細な差異については原典を参照されたい。

「はじめに」で述べた通り、厚生労働省に

よる児童虐待のリスク要因は、保護者側のリスク要因、子ども側のリスク要因、養育環境のリスク要因に大別される。調査では保護者側のリスク要因に係る質問として、養育者の身体障害の有無の他、複数回答可とした精神状態に関する質問項目が21項目あり、「精神疾患」や「アルコール依存」「うつ状態」等の有無について尋ねている。これらの質問に対しては「育児不安」「養育能力の低さ」といった漠然とした質問をのぞいた全てにおいて、「あり」としたものが「なし」としたものを大幅に上回っていると共に、不明という回答が50%から80%に上っている。つまり、複合的な理由の場合の解析は困難であるとはいえ、養育者の精神状態を虐待に至った直接の理由と明確に関連付けられるものはわずかであると見ていいと思われる。なお、身体障害については、ありが0%、無しが61.5%、育児不安と養育能力の低さについては、それぞれ、あり26.9%—無し11.5%、あり38.5%—無し13.5%であった。

次に子ども側のリスク要因に係る質問についてであるが、被害者に身体疾患・障害がありとした件が9.8%、以下同様に知的発達の遅れが6.6%、成長障害が6.6%となっており、いずれも1割に満たない。これらをリスク要因とみなした被害防止策を講じることの意味は大きいと思われるものの、虐待死に至る主因と見なせる例はわずかだろう。また、これを虐待の原因としてみたところで問題そのものが直接取り除くことの出来るタイプのものではない。

子供の情緒・行動上の問題については、「夜泣き」「多動」「虚言癖」等14項目の質問について61人のべ68件の回答があるが、なしという回答が29.5%、不明が52.5%の計82.0%となり、積極的に虐待要因として多いものとみなせる項目はみあたらない。

養育環境のリスク要因に係るものとして、ひとり親家族が非常に多いことはこれまで述べてきた通りである。山野が分析結果でふれているひとり親家族のかかえる問題については次章で詳しく考察するとして、ここではその他の関連項目について整理する。

養育者の地域社会との接触についての質問では、半数が「不明」という回答であるが、それ以外の回答のうち73.1%が「ほとんどない」か「乏しい」と答えている。養育を支援してくれた人に関しての複数回答可とした結果では、実母を対象とした回答のうち、不明をのぞいて最も多いのが「行政の相談担当課」の21.1%であり、「親」の17.3%と「配偶者」の15.4%がそれに続く。実父の回答では「配偶者」と「なし」の双方が最上位であり11.5%となっている。職場内外の友人を支援者にあげた回答は実母でわずか2例、実父で0例である。同じく複数回答可の子育て支援事業の利用についての質問では、「利用なし」が48.1%にのぼり、「保育所入所」の15.4%がそれに続く。このことから、非常に孤立した状況で子育てが行われていた例が多いことが伺える。

養育者の経済的問題については、市町村民税非課税世帯と生活保護世帯をあわせ57.9%にもなほり、年収500万円以上の世帯は10%に過ぎない（心中事例については前者が26.3%、後者が21.1%である）。

この報告書からは、各質問項目を関連づけてみる事が出来ないが、他の質問項目である住宅の状況、実母実父の就業状況、転居回数等も、上記の孤立した子育て環境や貧困と密接にかかわり合っているものと思われる。

東京都の報告では、虐待に繋がると思われる家庭の状況に関する調査において、「ひとり親家庭」、「経済的困難」、「親族、近隣等からの孤立」、「就労の不安定」といった事情を

併せ持っている場合が非常に多いことが明らかにされているが（東京都2005年報告書p.43-44）、虐待死事例の場合も実情としてはほぼ同様であろう。

ここまで、ごくおおまかではあるが、児童虐待の家族的背景の特徴について既存のデータから読み取れることを述べてきた。が、もうひとつ特徴的なこととしてあげられるのは、その事例数の推移である。

虐待による死亡事例は子育て中の世帯全体の数からすればごくごくわずかであり、非常にまれに起こる事例に過ぎない。が、調査開始から2003年までが年間約48件、以降、2006年までの各年が48件、51件、52件と、驚く程安定した数で推移している。一方で、児童虐待相談すべてを対象としている東京都の報告書は、初回の調査から2回目の調査でその数は大幅に増加している⁷⁾。

通告件数の増加は法改正等の効果とみることが出来る。東京都の報告書のなかでも、児童虐待相談件数の増加について、虐待に対する社会的認識が広がり、児童相談所に相談あるいは通告される事件の増えたことが大きな要因であると分析している。が、「誤報」も多いことが伺え、「家族への監視の目」が強まってきた現れとみることが出来る。

これについて川崎二三彦は「社会は誤報を引き受けられるのか」（川崎2006）、という問題を提示している。日本では、通告された者が怒り、傷つき、かえって地域からの孤立を招くようなことがあっても、通告された者への制度的な配慮は何もなされていない。通告

7) 東京都の2005年報告書は、2003（平成15）年度に東京都内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談2481件中、児童虐待として対応を行った1694件について分析されている。同様に初回調査（2001年）は2000（平成12）年度の児童虐待相談1940件中、1242件を分析の対象としている。分析の対象とされたものは、全虐待相談件数から電話相談のみで終了しているもの、調査の結果、児童虐待ではなかったもの、きょうだいによる重複が除かれた数となっている。

を促進し、より幅広い範囲を通告対象とするよう法改正がなされたが、適切に機能するための十分な施策が必要不可欠だということである。

4. 厚生労働省の報告における問題意識の所在

厚生労働省の報告書において、データの提示方法が、さらなる分析を拒否する形態になっていることと、報告書中の記述においても、詳細で膨大なデータを得ながらそれについて直接触れた箇所はほとんどないことは前項で述べた通りである。この傾向は第二次報告書以降特に顕著であり、労力がつぎ込まれているのは、個別ケースの分析とそれをもとにした具体的な対処法である。現在、児童相談に関する所轄が地方自治体に移行されたことや要保護児童対策地域協議会が法的に位置づけられたことを考えれば、こういった具体的かつ即効性のある方法論的提言が明確に書かれていることは、新たな任務として虐待の防止に係る業務を遂行していかなければならない諸機関の担当者にとって非常に有効なものとなる。

がしかし、ここで書かれていることは、いかに早く公権力を私的領域に介入させるかといった技術的方法論に過ぎない。

多くの先進国の例にもれず、主な子育ての場が実父母またはそのどちらか一方のいる家庭となっている我が国において、こと、乳幼児に対する虐待の起きる場が限りなく私領域に近い私的領域であるのは明らかである。が、その私的領域が社会の中でどのようなバランスの上に成り立っているかを問題意識に含めないかぎり、そこへの介入が効果的で歓迎される支援や求められていた支援となるのか、問題解決とは無縁のおせっかいで暴力的なものでしかないものなのかを見極めることは難

しい。

そのためにまず必要なのは、やはり現状分析であろう。

これまでみてきた通り、ひとり親家族であることや、地域や各種の人的繋がりからの孤立は無視できない問題である。経済的問題や生き甲斐、子育てに対する姿勢といったものも、確実にこれとリンクしていると考えられる。一億総中流家庭とみなした場合に保護者や家族のかかえる「こころ」の問題が「精神病理」「家族病理」として虐待に繋がるものとして抽出されたとしても、それが現実の虐待という形で表出するのがなぜひとり親家庭に偏っているのかという点についての答えを探る必要がある。虐待の世代間連鎖の論議についても、個別の家庭環境の現実的な状況とあわせて見なければ、現代的な問題として意味をなすものではないだろう。

厚生労働省の集計データからは、虐待死の事件の起きた家庭にひとり親家庭が多く、経済的に安定しているといえない家庭が多く、社会的に孤立している養育者が多いということがわかる。また、加害者の6割は母親であり、精神的な問題をかかえた養育者はそれほど多くなく、養育者が各種子育て支援サービスをあまり利用していないということがわかる。これらのデータをリンクさせて分析できれば、虐待の起きた私的領域の質的問題について解析し根本的な問題解決のための支援策を吟味することは比較的容易いものと思われる。

第2次報告以降においてはこのことについての言及がほぼ皆無であり、虐待死を水際で止めるための技術的方法論のマニュアル化にのみ傾注しているように見受けられる。虐待が起きてしまう原因の根底にある理由も検証し対策を講じるというより、いかに水際で食い止めるかが問題のようだ。

もちろん、子どもの死亡という最悪の結果に至る前に防ぐ手立てがなかったのか、どのような対応を取るべきだったのかを検証することは極めて重要である。が、それとともに、根本的な問題を見極め、虐待防止のための支援策を講じていくことも急務である。今回使用した報告書では、第三者による解析を阻むデータの公開方法をとっているが、極めて貴重なデータであると思われるが故に残念である（厚生労働省に問い合わせたところ、集計値以外の公表はしていないとのこと）。

5. 子育ての場としての近代家族の限界

虐待実態調査から虐待が起きている家族の状況を見てきたが、「はじめに」でとりあげた厚生労働省の手引きに示されている保護者側のリスク要因、子ども側のリスク要因としてあげられている要因を、今回扱った調査報告から明確な虐待の要因として捉えることは難しかった。一方で、養育環境のリスク要因に該当する、ひとり親家族、経済的に安定しているといえない家族、社会的に孤立している養育者が多いということが確認できた。また、加害者の6割は母親であり、精神的な問題を抱えた養育者はそれほど多くなく、養育者が各種子育て支援サービスをあまり利用していないということも確認できた。

厚生労働省の初回調査および第一次調査では、上記のリスク要因に従った分析がなされており、養育環境のリスクが高いことが示されているが、「これらの項目は、あくまでも養育支援が必要となりやすい要素である。虐待は様々な要素が絡みあって起こるものであり、これらの要素を多く有していたとしても、直ちに虐待のおそれがある家庭と判断することは誤りである」と記され、認識への注意が促されている。確かにその通りであり、ステイグマを助長するようなことがあってはならな

い。しかし一方で、これらの結果を見過ごすこともできない。

そもそもなぜ、児童虐待の発生がひとり親家族に多くみられるのかを検討する必要がある。ひとり親家族、なかでも母子家族についての研究の蓄積は少ないながらもなされてきている。それによれば、「女性」の低賃金・就労難・解雇など女性に特有の社会的不利や差別を反映する「女世帯の経済的自立の困難性」があること、さらに、親がふたりいなければ「欠損」とみる社会では、母子家族であれば、父子家族であれ、親がひとりであることがもたらす生活障害は避けられないのであり、ひとり親によるふたり分の働きが期待され、何らかの無理が生じやすい（庄司1997）。

つまり、ひとり親家族、とりわけ母子家族の場合、日本社会においては経済的に自立することが困難な状況があること、さらに、家計の維持も家事も子育てもひとりで負うことによる困難が、ひとり親家族には積み重なっていると言えよう。

実際に経済状況については、5年おきに実施されている厚生労働省の『平成15年度全国母子世帯等調査結果報告書』によれば、平成14年度の平均世帯年収は母子世帯が212万円（前回の平成9年度調査より17万円減）、父子世帯が390万円（同32万円減）となっている。

8) 2002年8月改訂前までは、母と子ども1人の母子家庭を例にとると、収入が204.8万円未満の場合は、全部支給の42,370円（月額）が支給。また、収入が204.8万円以上で300万円未満の場合は、一部支給額の28,350円（月額）が支給されていた。改訂により、全部支給、一部支給、支給停止を決定する所得の限度額が変わるとともに、一部支給の額が所得に応じてきめ細かく設定された。まず、所得の限度額は、先ほどの母と子ども1人の母子世帯を例にとると、収入が130万円（「所得」で、57万円）未満の場合は、全部支給額が支給され、収入が130万円以上で365万円未満（「所得」で、57万円以上で230万円未満）の場合には、一部支給額が支給される。また、支給額（月額）は、全部支給はこれまでと同じ42,370円であるが、一部支給は、所得に応じて、42,360円から10,000円までの10円きざみの額となっている。

9) 生活保護母子加算は2007年度から3年間で段階的に廃止（2009年度全廃）。

これは、2002年度の一般世帯の平均年収589万と比べて、極めて少ない額と言わざるを得ない。

このような状況でありながら、母子家族等に支給される児童扶養手当は2002年に改訂され、収入要件が厳しくなり、5年間支給した世帯は減額されることとなった⁸⁾。同様に生活保護法においても母子加算の廃止⁹⁾が決まっている。また、手当以外のひとり親家族に対する施策や支援が少ないことも問題にされてしかるべきであろう。

神原文子は、ひとり親家族の“生活の厳しさ”について、社会的排除概念を用い、経済的・政治的・社会的・文化的に排除される現象について説明している。それによれば、「ひとり親家族の親と子どもが排除される契機は、文化的次元において“標準家族”，“ジェンダー家族”でなくなること」であり、家族主義やジェンダー秩序が根強い国家体制ほどマイナスの評価を受けることを指摘している。経済的次元では「ひとり親家族になってから母親が就労する場合、正規雇用で就くことは難しく、非正規雇用で低賃金の職しかない」ことを例にあげている。政治的次元では、上述した児童扶養手当法の改定などについて、「福祉施策の削減により貧困化する母子家族の増加は“合法的”な社会的排除の拡大にほかならない」としている。さらに、社会的次元では「転入者であるひとり親家族の親子は、よそ者で異質であるとして仲間に入れてもらえず、(中略)さまざまな噂をたてられたり、陰口を言われたりする」「仲間はずし」という排除の様子を記している(神原2007)。

そして、「これまで、わが国政府は、ひとり親家族の貧困化のメカニズムについて何ら明確にしてこなかったし、EUのような社会的排除問題として捉えようともしてこなかったが、そのような姿勢自体が、ひとり親家族

に対する社会的排除を容認・放置・助長することに機能してきたと言えるのではないだろうか」と述べている(神原2007)。

このような状況がひとり親家族の子育てに及ぼしている影響は極めて大きいと言わざるを得ない。ひとり親家族への政策課題としては、既に庄司洋子が次のような指摘をしている(庄司1997)。

1. 就労保障・就労援助に関する抜本的な対策の必要性
2. 所得保障・住宅保障
3. 就労と家族生活を両立させるための緊急時に弾力的な利用が可能となるような保育とホームヘルプサービス。
4. 専門相談や専門ケアにあたる援助者の領域の固有性に見合った専門性
5. ひとり親への経過年数や子どもの年齢に基づくライフステージに即した内容の援助
6. ひとり親家族をめぐるあらゆる法的・社会的な差別の解消
7. 自助グループの活動のきっかけや条件づくり

このような政策課題を、ひとり親家族への政策課題としてのみならず、児童虐待家族への重要な支援課題としてあげていく必要があるのではないだろうか。つまり、ひとり親家族に虐待が多いのではなく、ひとり親のみならず子育て家族の置かれている状況の厳しさが、結果として虐待等につながっていると捉える必要がある。近代家族の機能不全という視点で見たときに(山田2005参照)、上記、庄司の指摘は、より深刻な課題として見えてくる。

6. 子育て基盤の整備の必要性

本稿の第一の目的は、児童虐待の発生した家族の輪郭を描いてみることであった。当該年度の児童虐待相談ケースをすべて対象とし

て分析を行った東京都の調査と、重度の虐待ケースといえる虐待死亡事例を扱った厚生労働省の調査をもとに分析を試みたが、限られたデータのなかから浮かび上がった家族像は、経済的に安定しているといえない家族、ひとり親家族、社会的に孤立している養育者が多いなど、厚生労働省の分類で言う養育環境のリスク要因が多く認められる結果となった。

さらに、虐待を防ぐための条件整備として求められる支援課題を検討することが二つめの目的であったが、このような児童虐待家族の背景を考えた時に、経済的な困難への対応——特にひとり親家族の貧困——や社会的孤立を防ぐための社会資源、つまり子育ての基盤整備をより充実させる必要があることを述べた。

このことについては、本稿で取りあげた山野も「僕らがまずやらなければならないのは、子どもや家族をめぐる社会的な資源に十分に予算をかけ、これまで遅れてきた福祉的な部門の基盤整備を行うことである」(山野2006)と述べる。

さらに、全国児童相談所研究会(児相研)代表委員会が2004年10月に提出した「重ねて訴えます！児童虐待対策の抜本的な充実改正『児童虐待の防止等に関する法律』施行にあたって」においても、基盤整備にコストをかける必要性を次のように強く訴えている。

虐待の発見とその対応策の確立は急務ですが、それだけに焦点を当てるのではなく、虐待をおもとから防ぐ施策、条件整備こそが必要です。児童虐待の背景には深刻で複雑な養護問題、広い意味での貧困問題が隠されています。安定した仕事がない、低賃金で長時間労働、不規則な夜間勤務、家賃が高く狭い住宅、子どもを一時保護できる施設や保育所の不足、高い保育料、等々の諸問題が虐待の背景にあると言っても過言ではありません。児童虐待対策そのものの充実とあわせ、貧困対策、労働政策など広く国民

生活全般を支援することに思い切って「社会的コスト」をかけなければなりません。

厚生労働省の手引きでも、虐待事例への援助に際しての留意事項として「子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切である」と述べているが、その構造的背景への取り組みが具体的施策に現れているとは言い難い。構造的背景を伴った問題の重層性を真摯に受け止め、ひとり親家族をはじめとする子育て家族の貧困問題に取り組む必要がある。

前項で具体的支援の内容を既に述べたが、以前にも指摘した(拙著2005)北米における「家族の保全」サービスの例のように、具体的かつ集中した援助と住宅対策、地域・近隣の援助等、計画的・多角的な援助が効果的なものであると考える。日々の生活に直接的に繋がる具体的なサービスプログラムを、不利な立場にある子育て家族に向けて積極的におしすすめる必要がある。このような援助基盤が整うことで、カウンセリング等の効果も高まることと思われる。

本稿はあくまで既存の調査を通して考察した問題の提起である。当然残された課題は多い。第1に、ひとり親家族の生活状況についての質的な検討を通して、ひとり親家族の生活レベルでの困難を具体的に掘り起こし、それへの対応を考えることである。第2に、今日、子育て支援の活動は全国的に様々な取り組みがなされているが、地域レベルでの子育て家族支援を「社会的包摂」という視点から検証することが必要であろう。第3に、家族保全型サービスの有効性についての研究がさらに必要であろう。

[引用・参考文献]

- 上野加代子編著，山野良一他著『児童虐待のポリティクスー「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店，2006.
- 上野加代子，野村知二『＜児童虐待＞の構築ー捕獲される家族』2003.
- 池田由子『児童虐待ーゆがんだ親子関係』中央公論社，1987.
- 岩田正美『現代の貧困ーワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書，2007.
- 川崎二三彦『児童虐待ー現場からの提言』岩波新書，2006.
- 柏女霊峰『現代児童福祉論』誠心書房，1995.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童虐待の死亡事例の検証と今後の虐待防止策について』2004.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『平成15年度全国母子世帯等調査結果報告』
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 各分科会における「議論の整理」及びこれをふまえた「重点戦略策定に向けて基本的考え方」について（中間報告）』平成19年，内閣府共生社会政策統括官.
- 神原文子「ひとり親家族と社会的排除」『家族社会学研究』第18巻第2号，2007年.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門員会『児童虐待による死亡事例等の検証結果等について（第1次報告）』厚生労働省2006.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門員会『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第2次報告）』厚生労働省2006.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門員会『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第3次報告）』厚生労働省2007.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門員会『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第4次報告）』厚生労働省2008.
- 健やか親子21検討会『健やか親子21検討会報告書ー母子保健の2010年までの国民運動計画』厚生労働省，平成12年.
- 庄司洋子，杉村宏他編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣，1997年.
- 高橋重宏他『児童相談所が対応する虐待家族の特性分析ー被虐待児及び家族背景に関する考察』平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）分担研究報告書.
- 東京都『児童虐待の実態ー東京の児童相談所の事例に見る』平成13年.
- 東京都福祉保健局『児童虐待の実態IIー輝かせよう子どもの未来，育てよう地域のネットワーク』平成17年.
- 原史子「児童養護施設入所児童の家族的背景と家族への支援（1）」『金城学院大学論集』社会科学編第2巻第1号，2005.
- 山田昌弘『迷走する家族』有斐閣，2005.